

計算書類等標準記載科目

1 資金収支計算書

【収入の部】

(大 科 目)

(説 明)

(中 科 目)

(小 科 目)

学生生徒等納付金収入…………… 在園条件として義務的かつ一律に徴収するものをいう。したがって、これらの費用の徴収に関する事項は園則に記載されていなければならないこと。

一方、在園条件とならず任意徴収とするものは「学生生徒等納付金収入」に当たらないものとする。

なお、減免規程による減免の場合は、徴収すべき金額を総額で計上し、減免した額は、減免の態様によって「備考1」のように「奨学費支出」等に計上する。また、減免を園則で定めている場合は純額表示とし、奨学費支出等を行わないこと。

保育料収入

入園料収入

施設設備資金収入…………… 施設設備の拡充、維持等のために徴収するもの。

教材費収入…………… 絵本、保育教材等のために徴収するもの。

冷暖房費収入

その他の納付金収入……… 定期的な行事のために徴収するものを含む。

施設等利用給付費収入

…………… 子ども・子育て支援新制度未移行園が市町村から代理受領する施設等利用費（入園料・保育料）。

手数料収入

入園検定料収入

証明手数料収入…………… 在園証明書等のために徴収するもの。

その他の手数料収入

寄付金収入…………… 幼稚園設置者が他の会計（収益事業会計を除く。）から繰り入れたものであって、返済の要のないものを含む。

特別寄付金収入…………… 用途指定のある寄付金。（施設設備の拡充等のための寄付金を含む。）

一般寄付金収入…………… 用途指定のない寄付金。

補助金収入・・・・・・・・・・ 交付決定者名により区分すること。

国庫補助金収入・・・・・・・・ 日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。

埼玉県補助金収入・・・・・・・・ 運営費補助金以外の補助金を含む。

その他の都道府県補助金収入

市町村補助金収入・・・・・・・・ 就園奨励費事務手数料を含む。

施設型給付費収入・・・・・・・・ 子ども・子育て支援新制度移行幼稚園が市町村から受領する施設型給付費（幼児教育無償化に伴い増額された分を含む。）。

資産売却収入

施設設備売却収入・・・・・・・・ 不動産、車両等の資産の売却。

有価証券売却収入

その他の資産売却収入・・ 電話加入権、会員権等の無形固定資産の売却。

付随事業・収益事業収入

補助活動収入・・・・・・・・・・ 教育活動に付随する活動に係る収入であって「学生生徒等納付金収入」に該当しない収入をいい、総額で表示すること。

給食費収入・・・・・・・・・・ 牛乳代、おやつ代を含む。

用品代収入・・・・・・・・・・ 園児に交付する制服、教材用品等のために徴収するもの。

ただし、単に当該物品の代金を業者へ仲介するのみの場合は「預り金受入収入」に記載すること。

特別活動費収入・・・・・・・・ 遠足、観劇、宿泊保育、キャンプ等及び音楽教室、水泳教室等で園主催の活動のために徴収するもの。

通園バス維持費収入

保育所収入

その他の補助活動収入・・ 預かり保育、未就園児教室等に係る収入（施設等利用給付費収入を除く）。

施設等利用給付費収入

・・・・・・・・ 子ども・子育て支援新制度未移行園が市町村から代理受領する施設等利用費（預かり保育事業利用料）。

受託事業収入・・・・・・・・・・ 外部から委託を受けた事業に係る収入。

収益事業収入・・・・・・・・・・ 収益事業として寄附行為上認可された事業からの収入。

受取利息・配当金収入

第3号基本金引当特定資産運用収入

・・・・・・・・ 第3号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入。

その他の受取利息・配当金収入

………… 預金、貸付金、有価証券等の利息、配当金等の収入。
第3号基本金引当特定資産運用収入を除く。

雑収入…………… 学校法人の負債とならない上記各収入以外の収入をいう。

施設設備利用料収入…… 所有する有形固定資産を他人に利用させ、その対価としての収入をいう。

廃品売却収入…………… 資産に含まれない物品等の売却収入。

退職金財団資金収入…… 退職した教職員に対して退職金財団から交付されるべき金額。

なお、当該年度末（3月）に退職した場合などは、この資金は翌年度に交付されるため「期末未収入金」としても処理すること。

過年度修正収入…………… 前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の収入となるもの。（資金収入を伴うもの。）

その他の雑収入

借入金等収入

長期借入金収入…………… 返済期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するもの。

短期借入金収入…………… 返済期限が貸借対照表日後1年以内に到来するもの。

学校債収入

前受金収入…………… 翌年度に入園する園児に係る「学生生徒等納付金収入」及びその他の前受金収入をいい「入園検定料収入」は含まない。

保育料前受金収入

入園料前受金収入

施設設備資金前受金収入

教材費前受金収入…………… 「学生生徒等納付金」としての教材費。
「補助活動」としての用品代と区分すること。

その他の前受金収入…… 補助活動前受金を含む。

その他の収入

第2号基本金引当特定資産取崩収入	}	当該特定資産の取崩額。
第3号基本金引当特定資産取崩収入		
退職給与引当特定資産取崩収入		
減価償却引当特定資産取崩収入		
施設設備引当特定資産取崩収入		
その他の特定資産取崩収入		
前期末未収入金収入…… 保育料、退職金財団資金収入等、前年度末の未収入金が入金になったもの。		
貸付金回収収入…………… 長期、短期を含む。		
預り金受入収入…………… 私立学校教職員共済掛金の教職員負担分、源泉所得税、就園奨励費等事務処理上、園が当該資金の受入れを行うものをいい、総額で表示すること。		
立替金回収収入		
仮払金回収収入		
預託金回収収入…………… 敷金、自動車リサイクル料金の戻り等。		
収益事業元入金回収収入… 寄附行為で定める収益事業に対する元入金を回収したときに記載する。		

資金収入調整勘定（△）

期末未収入金（△）…………… 当該年度に収入されるべきものが収入されなかったときに記載する。

前期末前受金（△）

前期末保育料前受金（△）
前期末入園料前受金（△）
前期末施設設備資金前受金（△）
前期末教材費前受金（△）
前期末その他の前受金（△）

前年度繰越支払資金

収入の部合計…………… 「支出の部合計」の額と一致する。

【支出の部】

（大 科 目）

（ 説 明 ）

（小 科 目）

人件費支出…………… 説明については、人件費支出内訳表の説明を参照のこと。

教員人件費支出…………… 園長（特例園長を含む。）及び教員の本俸、諸手当

（通勤手当を含む。）及び期末手当、所定福利費（未払分を含む。）をいう。

なお、教員免許所持者であっても、もっぱら事務を職務とする者を除く。

職員人件費支出…………… 教員の職務を行っていない者（臨時職員を含む。）に対して支給するもので、上記「教員人件費支出」と同じものをいう。

役員報酬支出…………… 理事及び監事に対し「役員等の報酬及び旅費に関する規程」に基づいて支給する報酬。

なお、役員の地位にあることのみをもって支給することは認められないこと。

退職金支出…………… 退職した教職員に対して支払うべき退職金。

なお、年度内に退職金を支払っていない場合は「期末未払金」としても処理すること。

経費支出…………… 幼稚園のみを設置する者は、「教育研究経費支出」と「管理経費支出」を区分しないものとする。

消耗品費支出…………… 固定資産以外の物品の購入支出をいう。

なお、教材用消耗品（補助活動としての用品に該当する物品を除く。）及び保健衛生用の消耗品を含み、自動車の燃料費は含まない。

光熱水費支出…………… 電気、ガス、暖房用燃料、水道の料金。

旅費交通費支出…………… 教職員、理事、監事及び評議員が幼稚園用務のために出張した場合に支給する日当及び交通費をいう。

なお、教職員の通勤手当、理事、監事及び評議員の報酬は含まない。

奨学費支出…………… 奨学金を支給した場合、又は「学生生徒等納付金」を減免した場合に記載する。

なお、減免の態様によって「備考1」のように処理するものとする。

修繕費支出…………… 建物、物品等の修繕又は植木の手入れ等に対する支出で、資産価値の増加や減価償却期間の延長をもたらさないもの。

福利費支出…………… 園児、教職員又は役員等に関するもので、傷害保険料（日本スポーツ振興センター災害共済掛金を含む。）、表彰記念品、見舞金、慶弔金、会議の茶菓代等の支出。

なお、ここでいう会議とは、教職員又は役員等が主体となる会議をいい、保護者等が主体となる会議は含まない。

通信運搬費支出…………… 郵便、電信、電話の料金又は物品の運搬料。

印刷製本費支出…………… 入園案内等の印刷に対する支出をいい、コピー機の賃借料又はコピー用紙代は含まない。

損害保険料支出…………… 火災保険、自動車損害保険及び賠償責任保険等の支出。

賃借料支出…………… 施設、設備、物品等の賃借料。

公租公課支出…………… 租税、印紙税、その他の賦課金。

車両燃料費支出…………… 園所有の車両の燃料費。

諸会費支出…………… 教育関係団体等の会費、研修会の会費（旅費交通費を除く。）等。

広報費支出…………… 固定資産に含まれない看板、園児募集広告（印刷製本費を除く。）の支出。

報酬委託手数料支出…… 講師謝礼、医師検診料、評議員報酬、機器保守点検料、業務委託料等。

渉外費支出…………… 園の運営に必要な交際費。

給食費支出…………… 給食、牛乳、おやつ等の仕入れ費用。総額で表示すること。

用品代支出…………… 制服、教材用品等、園児のために販売する物品の仕入れ費用。総額で表示すること。

なお、単に園児等から預かった代金を業者へ仲介するのみの場合は、「預り金支払支出」に記載すること。

行事費支出…………… 誕生会、遠足、観劇等の行事のための支出であって、他の科目（雑費支出を除く。）に分類できないものをいう（園児、保護者のバス・電車賃、遊園地等の入場料等。）。

なお、具体的な処理は「備考２」を参考にするこ
と。

デリバティブ運用損支出

雑費支出…………… その他、いずれの科目にも属さない経費支出。
自動車リサイクル料金のうち資金管理料金。

過年度修正支出…………… 前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の支出となるもの。（資金支出を伴うもの。）

借入金等利息支出

借入金利息支出…………… 長期、短期を含む。

学校債利息支出

手形割引料支出…………… 受け取り所有している受取手形を割引いて、割引利息を払った場合に記載する。

借入金等返済支出

借入金返済支出…………… 長期、短期を含む。
学校債返済支出

施設関係支出

土地支出…………… 土地代価の他、造成費、周旋料を含む。
建物支出…………… 建物に付属する電気、給排水、冷暖房等の設備を含む。
構築物支出…………… 屋外プール、塀、庭園、立木、動物小屋、浄化槽等、建物以外のもので土地に固定した建造物、工作物及びその付属物をいう。
建設仮勘定支出…………… 土地、建物又は構築物等の完成までの支出で、完成後、確定勘定に振替整理されるまでのものをいう。
その他の施設関係支出

設備関係支出

機器備品支出…………… 耐用年数が1年以上で、その価格が一定額（5万円から10万円の範囲内で幼稚園設置者が定める額）以上の物品（絵画、彫刻を含む。）の支出。
図書支出…………… 出版物（録音テープ、CD、映画フィルム、ビデオを含む。）のうち、1年以上にわたって使用・保存するものの支出をいい、価額の多寡を問わない。
車両支出…………… 下取価格を含む購入価格。
ソフトウェア支出…………… ソフトウェアに係る支出のうち資産計上されるものの。
電話加入権支出…………… 加入権取得に要した支出。
その他の設備関係支出

資産運用支出

有価証券購入支出…………… 金融商品取引法第2条で定める有価証券等の購入費。
第2号基本金引当特定資産繰入支出
第3号基本金引当特定資産繰入支出
退職給与引当特定資産繰入支出
減価償却引当特定資産繰入支出
施設設備引当特定資産繰入支出
その他の特定資産繰入支出
収益事業元入金支出…………… 寄附行為で定める収益事業へ資産を繰り入れた場合に記載する。

} 当該特定資産への繰入額。

その他の支出

貸付金支払支出

手形債務支払支出…………… 振出した手形を決済した場合に記載する。

前期末未払金支払支出

預り金支払支出…………… 「預り金受入収入」に該当するものについての支出をいい、総額で表示すること。

前払金支払支出

立替金支払支出…………… 他の支払義務者に代わって、一時的に支払ったものの。

仮払金支払支出…………… 支出科目が確定していない支出又は概算払で金額が確定していない支出をいう。

預託金支払支出…………… 敷金、自動車リサイクル料金（シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金及び情報管理料金）等。自動車リサイクル料金のうち資金管理料金は雑費支出から支出すること。

〔予備費〕

資金支出調整勘定（△）

期末未払金（△）

前期末前払金（△）

期末手形債務（△）

翌年度繰越支払資金…………… 貸借対照表の「現金預金」の額と一致する。

支出の部合計…………… 「収入の部合計」の額と一致する。

2 人件費支出内訳表（説明については、資金収支計算書の説明を参照のこと。）

（大 科 目）

（ 説 明 ）

（中 科 目）

（小 科 目）

教員人件費支出

本務教員…………… 勤務規程等で定める勤務日及び勤務時間に勤務する教員であって正規の雇用関係にある者をいう。

本俸…………… 給料表で定める基本給をいう。

期末手当

その他の手当…………… 管理職手当、研究手当、通勤手当等、給与規程で定める諸手当をいう。

所定福利費…………… 私学教職員共済組合掛金、退職金財団掛金、労災保険掛金、雇用保険掛金等の設置者負担分をいう。

なお、当該年度（3月分を含む。）分を4月1日以降

に支払うときは、未払金としても処理すること。

兼務教員…………… 前記の「本務教員」以外の教員をいい、臨時に雇用する者又は正規の勤務時間以外に勤務する者を含む。

職員人件費支出

本務職員

本俸

期末手当

その他の手当

所定福利費

兼務職員…………… 臨時職員（パートタイマー、アルバイト）を含む。

役員報酬支出

退職金支出

教員

職員

計 …………… 資金収支計算書の「人件費支出」の額と一致する。

3 事業活動収支計算書（説明については、資金収支計算書の説明を参照のこと。）

【教育活動収支】

《事業活動収入の部》

（大 科 目）

（ 説 明 ）

（中 科 目）

（小 科 目）

学生生徒等納付金

保育料

入園料

施設設備資金

教材費

冷暖房費

その他の納付金

施設等利用給付費

手数料

入園検定料
証明手数料
その他の手数料

寄付金

特別寄付金…………… 施設設備の拡充等のための寄付金は特別収支において整理すること。
一般寄付金
現物寄付…………… 施設設備以外の現物資産等の受贈額。

経常費等補助金

国庫補助金	}	交付決定者により区分する。施設設備の拡充等のための補助金は特別収支において整理すること。
埼玉県補助金		
その他の都道府県補助金		
市町村補助金		
施設型給付費		

付随事業収入

補助活動収入
給食費
用品代
特別活動費
通園バス維持費
保育所収入
その他の補助活動収入
施設等利用給付

受託事業収入

雑収入

施設設備利用料
廃品売却収入
退職金財団資金収入
その他の雑収入

教育活動収入計

《事業活動支出の部》

(大 科 目)

(説 明)

(小 科 目)

人件費

教員人件費
職員人件費
役員報酬
退職給与引当金繰入額
退職金

経費

消耗品費
光熱水費
旅費交通費
奨学費
修繕費
福利費
通信運搬費
印刷製本費
損害保険料
賃借料
公租公課
車両燃料費
諸会費
広報費
報酬委託手数料
渉外費
給食費
用品代
行事費
雑費
減価償却額

徴収不能額等

徴収不能引当金繰入額…… 金銭債権のうち、その回収不能額を見積って引当金を計上する額。

徴収不能額…………… 徴収不能になった金銭債権について、徴収不能引当金を設けていない場合、又は徴収不能引当金の額を超えて徴収不能になった場合の額。

教育活動支出計

教育活動収支差額…………… 経常的な収支のうち、本業の教育活動の収支状況。

【教育活動外収支】

《事業活動収入の部》

(大 科 目)	(説 明)
---------	---------

(小 科 目)

受取利息・配当金

第3号基本金引当特定資産運用収入

その他の受取利息・配当金

その他の教育活動外収入

収益事業収入

教育活動外収入計

《事業活動支出の部》

(大 科 目)	(説 明)
---------	---------

(小 科 目)

借入金等利息

借入金利息

学校債利息

手形割引料

その他の教育活動外支出

○○○○○…… 具体的な名称で記載する。

教育活動外支出計

教育活動外収支差額…………… 経常的な収支のうち、財務活動による収支状況。

経常収支差額

【特別収支】

《事業活動収入の部》

(大 科 目)

(説 明)

(小 科 目)

資産売却差額

施設設備売却差額
有価証券売却差額
その他の資産売却差額

} 当該資産の売却額が簿価を超えた場合、
その超過額を記載する。

その他の特別収入

施設設備寄付金…………… 施設設備の拡充等のための寄付金。
現物寄付…………… 施設設備の贈与を受けた場合、その評価額を記載する。（寄付を目的とした固定資産の多額な値引き等も含まれる。）
なお、貯蔵品・固定資産としない現物の寄付は教育活動収支で整理する。

施設設備国庫補助金
施設設備埼玉県補助金
施設設備その他の都道府県補助金
施設設備市町村補助金

} 施設設備の拡充等のための補助金。
交付決定権者により区分する。

過年度修正額…………… 前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の収入となるもの。

特別収入計

《事業活動支出の部》

(大 科 目)

(説 明)

(小 科 目)

資産処分差額

施設設備処分差額
有価証券処分差額
ソフトウェア処分差額
その他の資産処分差額
有姿除却等損失

} 当該資産の売却額が簿価を下回った
場合、その下回った差額を記載する。
なお、廃棄損を含む。

その他の特別支出

災害損失
デリバティブ運用損
過年度修正額…………… 前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の支出となるもの。

特別支出計

特別収支差額…………… 資産売却や処分等の臨時的な収支。

〔予備費〕

基本金組入前当年度収支差額

基本金組入額合計（△）

当年度収支差額

前年度繰越収支差額

基本金取崩額

翌年度繰越収支差額

4 貸借対照表（説明については、資金収支計算書の説明を参照のこと。）

〔資産の部〕

（大 科 目）

（ 説 明 ）

（中 科 目）

（小 科 目）

固定資産

有形固定資産…………… 貸借対照表日後1年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が1年未満になっているものであっても使用中のものを含む。

土地

建物…………… 建物に付属する電気、給排水、暖房等の設備を含む。

構築物…………… プール、競技場、園庭等の設備を含む。

機器備品…………… 標本及び模型も含む。

図書

車両

建設仮勘定…………… 建設中又は製作中の固定資産をいい、工事前払金、手付金等を含む。

特定資産…………… 用途が特定された預金等をいう。

第2号基本金引当特定資産…………… 第2号基本金に対応する特定資産。

第3号基本金引当特定資産…………… 第3号基本金に対応する特定資産。

退職給与引当特定資産

減価償却引当特定資産

施設設備引当特定資産

その他の特定資産

その他の固定資産

借地権…………… 地上権を含む。

電話加入権…………… 専用電話、加入電話等の設置に要する負担金額をいう。

施設利用権

ソフトウェア

有価証券…………… 予定保有期間が貸借対照表日後１年以上のもの。

収益事業元入金…………… 収益事業に対する元入れ額をいう。

長期貸付金…………… その期限が貸借対照表日後１年を超えて到来するものをいう。

預託金…………… 敷金、自動車リサイクル料金（資金管理料金は除く。）等。

出資金…………… 有価証券の形をとらないもの。

流動資産

現金預金…………… 現金、普通預金、当座預金、通知預金をいう。なお、支払資金としての定期預金、金銭信託を含む。

未収入金…………… 学生生徒等納付金、補助金等の貸借対照表日における未収額をいう。

貯蔵品…………… 販売用品等で、未だ使用に供されていないもの。

短期貸付金…………… 長期貸付金で、回収期限が貸借対照表日後１年以内に到来するものを含む。

有価証券…………… 予定保有期間が貸借対照表日後１年以内のもの。

前払金

立替金

仮払金

資産の部合計

〔負債の部〕

（大 科 目）

（ 説 明 ）

（小 科 目）

固定負債

長期借入金…………… その期限が貸借対照表日後１年を超えて到来するものをいい、クレジットカードによる物品購入費を含む。

学校債…………… その期限が貸借対照表日後１年を超えて到来するものをいう。

長期未払金…………… 貸借対照表日後1年を超えて支払うものをいい、リース、割賦購入による債務（クレジットカードによるものを除く。）を含む。

退職給与引当金…………… 退職金規程等による計算に基づく退職給与引当額。

長期預り金…………… 貸借対照表日後1年を超える預り金をいい、預かり金としての卒園記念積立金を含む。

流動負債

短期借入金…………… 長期借入金で、返済期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものを含む。

短期学校債…………… 学校債で、返済期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものを含む。

手形債務…………… 物品の購入のために振り出した手形上の債務に限る。

未払金…………… 長期未払金で、返済期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものを含む。

前受金

預り金…………… 長期預り金で、貸借対照表日後1年以内に支払うものを含む。

仮受金…………… 取引内容が不明であるとか、金額が確定しないものをいう。

負債の部合計

〔純資産の部〕

(大 科 目)

(説 明)

(小 科 目)

基本金

第1号基本金

第2号基本金…………… 将来取得する固定資産の取得に充てるために組み入れた基本金。

第3号基本金…………… 奨学基金、研究基金、海外交流基金等に充てるために組み入れた基本金。

第4号基本金…………… 学校法人に必要と考えられる運転資金を所定の計算式により求め、恒常的に保有すべき金額。

繰越収支差額

翌年度繰越収支差額…… 事業活動収支計算書の翌年度繰越収支差額と同額となる。

純資産の部合計

負債及び純資産の部合計

備考 1

学生生徒等納付金の減免態様による標準記載科目

減 免 態 様	標準記載科目	
	入園金の減免	保育料等の減免
① 教職員の子弟の場合	人件費支出 (その他の手当)	人件費支出 (その他の手当)
② 退職教職員の子弟の場合	奨学費支出	奨学費支出
③ 兄弟等の同時入園の場合	奨学費支出	奨学費支出
④ 経済的理由の場合	奨学費支出	奨学費支出
⑤ 一時的休園の場合		(純額表示)
⑥ 退園者の再入園の場合	奨学費支出	
⑦ 他園から転園の場合	奨学費支出	奨学費支出
⑧ 月の途中又は学期の途中入園の場合	奨学費支出	奨学費支出

備考 2

行事に関する支出の標準記載科目

支出の内容	標準記載科目
① バスの借上料	賃借料支出
② 電車、バス等の運賃	教職員については旅費交通費支出、 園児、保護者については行事費支出
③ 高速道路通行料	行事費支出
④ 駐車場借上料	賃借料支出
⑤ おやつ、弁当代	給食費支出
⑥ 遊園地等の入場料	行事費支出
⑦ 随行保護者への謝礼	報酬委託手数料支出
⑧ 運転手やバスガイドへの謝礼	行事費支出
⑨ アルバイト賃金	兼務職員人件費支出
⑩ 賞 品	消耗品費支出
⑪ 会場借上料	賃借料支出
⑫ 講師謝礼	報酬委託手数料支出
⑬ 機器備品の購入	機器備品支出
⑭ 消耗物品の購入	消耗品費支出
⑮ 上演委託料	報酬委託手数料支出
⑯ 教職員懇親会	福利費支出
⑰ 謝恩会の園負担金	渉外費支出
⑱ その他の支出	上記を参考にして決定すること。